

マイナンバー制度に対する会計事務所の対応について

はじめに

2015年10月から、住民票を有する国民一人一人に12ケタのマイナンバー（個人番号）の通知が開始されました。このマイナンバーの導入に関し、税務手続きに関してもマイナンバーが必要となる場面等があり、会計事務所としても顧問先の給与計算や税務申告書作成等について慎重な取扱いが必要となります。

マイナンバーを記載する必要がある税務関連書類

税務当局へ提出する書類（源泉徴収票、支払調書、確定申告書等）については、マイナンバー（個人番号又は法人番号）を記載する必要があります。マイナンバーを記載する必要がある主な書類とその開始時期は以下のとおりです。

税務申告書等で個人番号の記載が必要になるタイミング

種類	税目	記載対象	一般的な場合
税務申告書	所得税	H28.1.1の属する年分以降	H28年分の場合… H29.3.15までに申告書を提出すること
	贈与税	H28.1.1の属する年分以降	H28年分の場合… H29.3.15までに申告書を提出すること
	法人税	H28.1.1以降に開始する事業年度に係る申告書	H28年12月末決算の場合…H29.2.28までに申告書を提出すること
	消費税	H28.1.1以降に開始する課税期間に係る申告書	(個人) H28年分の場合…H29.3.15までに申告書を提出すること (法人) H28年12月末決算の場合…H29.2.28までに申告書を提出すること
	相続税	H28.1.1以降の相続に係る申告書から	H28.1.1に相続発生の場合…H28.11.1までに申告書を提出すること
調査・届出書等	法定調査書	H28.1.1以降の金銭の支払等に係る法定調査書から	H28年分給与所得の源泉徴収票（注）… H29.1.31までに調査書を提出すること
	申請書・届出書	H28.1.1以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

（注）給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました（個人番号が記載不要となる税務関係書類は、以下のものです）。

個人番号の記載が不要となる税務関連書類 (給与などの支払を受ける方に交付するものに限り)
・給与所得の源泉徴収票
・退職所得の源泉徴収票
・公的年金等の源泉徴収票
・配当等とみなす金額に関する支払通知書
・オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書
・上場株式配当等の支払に関する通知書
・特定口座年間取引報告書
・未成年者口座年間取引報告書
・特定割引債の償還金の支払通知書

顧問先との事務運営

会計事務所と顧問先との関係において、個人番号を取り扱う事務には次のような事務があります。

- ① 税理士等と顧問先との業務委嘱契約等に基づき顧問先の給与所得に係る源泉徴収票等の作成事務を行う際に、顧問先の従業員等（従業員等の扶養親族を含む）の個人番号を取得し、源泉徴収票等に当該個人番号を記載し行政機関等に提出します。
- ② 税理士等と顧問先との業務委嘱契約等に基づき顧問先の税務代理（税務申告書の提出や税務署に対する申請等）又は税務書類の作成（各種の税務申告書・届出書の作成等）に係る業務を行う際に、顧問先に係る個人番号を取得し、当該申告書等に当該個人番号を記載し行政機関等に提出します。

会計事務所では上記のような業務を行うに際して、マイナンバー等に関する基本方針・取扱規程等の策定を行い、社内で安全管理措置（物理的な管理体制の構築や、責任者等の決定など）を構築することとされています。また、顧問先との業務契約書に特定個人情報等の取扱いに係る規定を記載するか、別途、覚書等の書面を取り交わしておく必要があります。

「税理士に任せているから大丈夫」というだけでなく、会計事務所においてご自分の個人番号がどのように扱われているのか、どういった書類に記載されるのかを理解しておくことが肝要なのだと感じます。

（文責：齊藤）

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。